

氏名 _____

令和8年7月6日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域以外の地域)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

II

36		37		38		39		40	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和8年7月6日 関東運輸局法令試験問題

(特定指定地域以外の地域)

(注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和8年1月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。

2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から35までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 「再発防止対策」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
- 2 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。
- 3 個人タクシー事業者の「輸送実績報告書」は、前年4月1日から3月31日の1年間の実働日数、走行キロ、運送回数等を報告するものです。
- 4 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業を廃止をしたときは、その日から30日以内に届出をしなければなりません。
- 5 個人タクシー事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
- 6 自動車事故報告規則に規定する自動車事故報告書の事故の種類区分における「踏切」とは、当該自動車が踏切において、自動車と衝突し、又は接触したときをいいます。

- 7 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。
- 8 道路運送車両法において、旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の自動車検査証の写しを営業所に掲示する義務があります。
- 9 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路の損壊により、輸送の安全確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
- 10 個人ククシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限る、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。
- 11 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等を記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。
- 12 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければなりません。
- 13 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限の満了後1月以内に更新申請書を提出しなければなりません。
- 14 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算します。
- 15 個人タクシー事業者は、過労防止のため、乗務時間について予め管轄の運輸支局長に報告しなければなりません。
- 16 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、許可を取り消されることがあります。

- 1 7 地理不案内な場所を空車走行する場合、タクシー運転者には、「回送板」の掲出が義務付けられています。
- 1 8 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャー及びワイパーについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
- 1 9 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受が完了した場合、その旨を届け出なければなりません、個人タクシー事業には適用されません。
- 2 0 旅客自動車運送事業者は、旅客の現在する事業用自動車では、危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を運搬してはなりません。
- 2 1 個人タクシー事業者が、1 個の契約により営業区域内で乗車した 3 人の旅客のうち、1 人を営業区域内で下車させ、残りの 2 人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反ではありません。
- 2 2 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を提出しなければなりません、個人タクシー事業者は「輸送実績報告書」のみ提出すればよいこととなっています。
- 2 3 旅客自動車運送事業者は事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる場合は、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
- 2 4 個人タクシー事業者が個人タクシー事業者乗務証を失ったときは、その再交付を受けることができますが、失った個人タクシー事業者乗務証を発見したときには、直ちに本人が破棄しなければなりません。
- 2 5 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客に死傷者のあるときは、すみやかに応急手当をした場合、保護する必要はありません。

- 2 6 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。
- 2 7 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃、事前確定運賃とされています。
- 2 8 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡及び譲受価格の明細書を添付する必要があります。
- 2 9 個人タクシー事業者は、運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を、業務記録に記録しなければなりません。
- 3 0 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、個人タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
- 3 1 事業用自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
- 3 2 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を半年間保存しなければならないことが定められています。
- 3 3 運送約款に定める事項の1つとして、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項があります。
- 3 4 運転者が交通状況を確認するために必要な視野が確保できていると考えられる場合であっても、自動車の前面ガラスに貼り付けられるものには制限があります。
- 3 5 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬と同等の能力を有すると認められる犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。

Ⅱ 次の条文の３６から４０までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第三十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他（３６）を阻害する行為をしてはならない。

２ 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の（３７）を阻害する結果を生ずるような（３８）をしてはならない。

３ 一般旅客自動車運送事業者は、特定の（３９）に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

４ 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は（４０）を命ずることができる。

ア 輸送の安全	イ 変更	ウ 旅客
エ 公衆の利便	オ 経営	カ 健全な発達
キ 是正	ク 運転者	ケ 公共の福祉
コ 競争		

令和8年7月6日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域以外の地域) 模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス7行のままにしています。

I

1	○ 輸26-2	2	○ 運施10-3	3	○ 報告様式	4	× 運38	5	○ 輸18
6	× 事故様式	7	× 運施4	8	× 車66	9	× 約款9	10	× 運10
11	× 運施4	12	○ 輸4	13	× 期限更新	14	○ 運賃制度	15	× 輸21
16	○ 運40	17	× 輸50	18	○ 点検別表	19	× 運施66	20	○ 輸14+49
21	○ 運20	22	× 報告2	23	○ 輸43	24	× 特施14+35	25	× 輸19
26	○ 運9-3	27	○ 運賃制度	28	× 運施22	29	○ 輸25	30	× 運13
31	○ 車47-2	32	× 輸3	33	○ 運施12	34	○ 保安29	35	× 輸13+52

II

36	エ	37	カ	38	コ	39	ウ	40	イ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

- 新型設問はありません。送り仮名や読点の違いは既出扱いです。
- 従前の「その他の地域」の設問は、特定指定地域の○×問題から特措法関連等の5問を抜き設問順序を入れ替えたものでしたが、今回は単純に5問を抜いて詰めただけで設問順序は変えていません。